



水巻町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

協働で進めて、みんなで伝える 水巻の環境



平成28年3月

水巻町

水巻町地球温暖化対策実行計画 目次

第1章	計画策定の背景と目的	1
(1)	背景	1
(2)	目的	1
第2章	計画の基本的事項	2
(1)	計画の位置づけ	2
(2)	計画の期間	2
(3)	対象とする施設	3
(4)	対象とする温室効果ガス	3
第3章	二酸化炭素の排出状況（平成26年度実績）	4
(1)	エネルギーの使用量	4
(2)	二酸化炭素排出量の算定方法	11
(3)	二酸化炭素の排出状況	11
第4章	計画の目標	13
(1)	二酸化炭素排出量の削減目標	13
(2)	個別の数値目標	14
第5章	具体的な取組	15
(1)	財やサービスの購入に関する取組	15
(2)	財やサービスの使用に関する取組	16
(3)	ごみの排出、リユース、リサイクルに関する取組	17
(4)	施設設備の改善に関する取組	17
(5)	再生可能エネルギーに関する取組	18
(6)	建設工事に関する取組	18
第6章	計画の推進	19
(1)	推進体制	19
(2)	実施状況の点検・把握	20
(3)	計画の公表	20
(4)	計画の見直し	20
資料		21

第 1 章 計画策定の背景と目的

(1) 背景

私たちの日常生活や事業活動に伴って排出される二酸化炭素等の温室効果ガスは地球温暖化を引き起こす大きな要因となっています。こうした温室効果ガス排出量の増加は、気候変動や生態系の変化等をもたらし、人類を含むすべての生物の生存基盤である地球環境に多大な悪影響を与えることとなります。

我が国は、2015年7月17日に、地球温暖化対策推進本部において「日本の約束草案」を決定し、温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比26.0%削減することを国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。また、2015年11月30日から12月13日まで、フランス・パリにおいて気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が行われ、すべての国が参加し、公平かつ実効的な枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。

地方公共団体については、京都議定書における温室効果ガス削減目標を達成するための枠組みを定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、地方公共団体の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出制御のための措置に関する計画（＝地球温暖化対策実行計画）を策定し、その実施状況を公表することが義務づけられています。

(2) 目的

本計画は、水巻町の事務・事業に対し、温室効果ガス排出量の削減に向けて様々な取組を行い、地球温暖化対策を推進することを目的としています。

第 2 章 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第 20 条の 3 に基づく計画で、第 4 次水巻町総合計画や水巻町環境基本計画における地球温暖化対策を町の事務・事業の中で具体的に組み込んでいくための部門計画です。

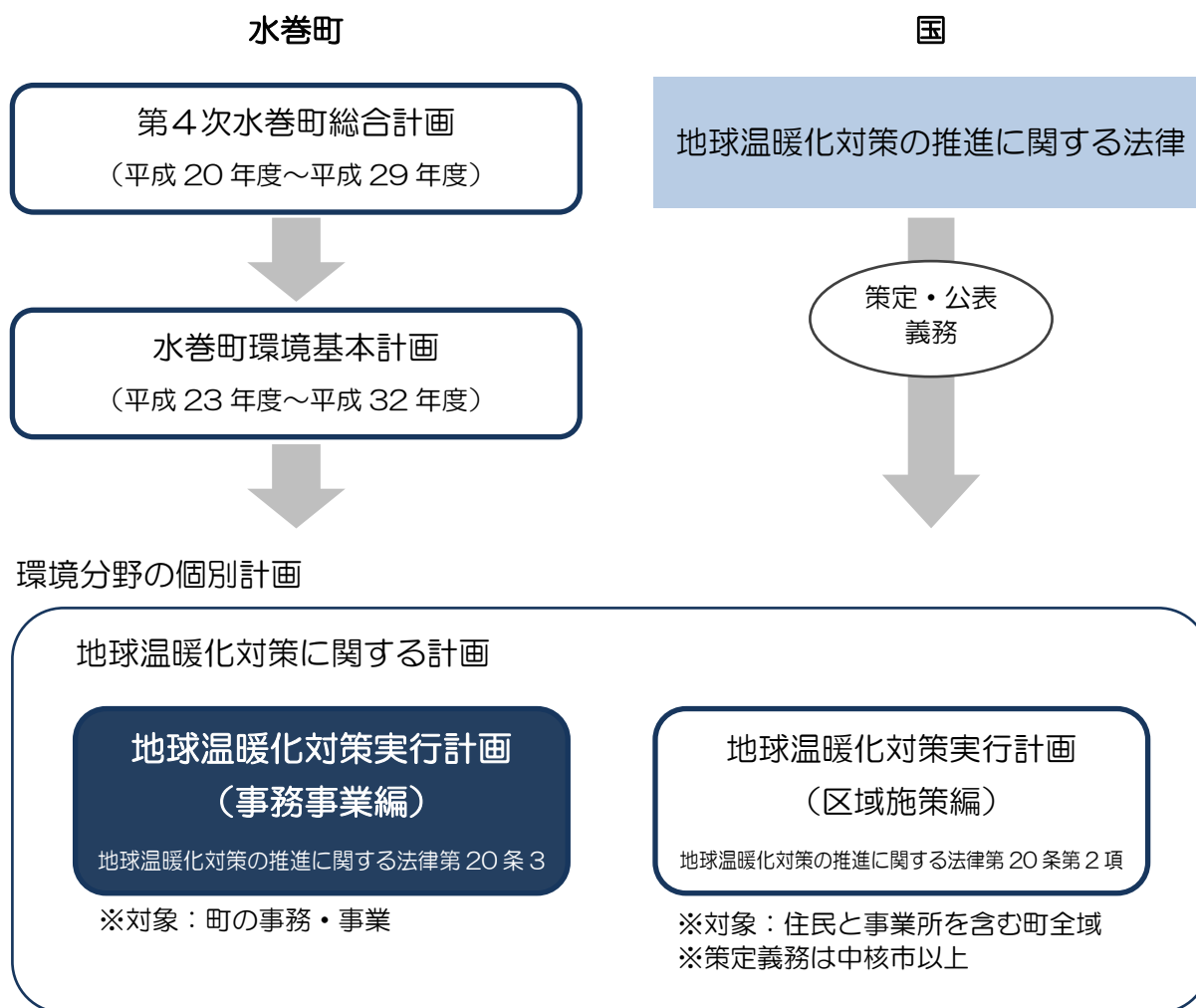


図 1 計画の位置づけ

(2) 計画の期間

本計画の期間は、上位計画の水巻町環境基本計画の計画期間との整合を図り、平成 28 年度から平成 32 年までの 5 年間とします。毎年計画の進捗状況や技術の発達等を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

なお、平成 32 年度以降については、計画の全面的な見直しを行うものとします。

(3) 対象とする施設

本計画の対象とする施設は、表1のとおりです。

表1 対象とする施設一覧

担当課名	担当係名	施設名
管財課	管財係	水巻町庁舎
		水巻町役場別館
		役場車庫棟
福祉課	障がい支援係	障害者福祉センター
	高齢者支援係	高齢者福祉センター(サクラほーる)
地域・こども課	子育て支援係	第二保育所
	児童少年相談センター	児童少年相談センター(ほっとステーション)
健康課	健康推進係	いきいきほーる
図書館・歴史資料館	図書館・歴史資料館	図書館・歴史資料館
学校教育課	学校教育係	猪熊小学校
		杵小学校
		頃末小学校
		吉田小学校
		伊左座小学校
		水巻中学校
		水巻南中学校
		吉田児童クラブ
		伊左座児童クラブ
		頃末児童クラブ
		杵児童クラブ
		猪熊児童クラブ
		学校給食係
生涯学習課	スポーツ振興係	総合運動公園
	公民館係	南部公民館
		中央公民館

(4) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類等があります。このうちエネルギーの消費によって排出される二酸化炭素は、全温室効果ガス総排出量の約9割を占め、地球温暖化への影響が大きいことが知られています。そのため、本計画で対象とする温室効果ガスは二酸化炭素とします。

第 3 章 二酸化炭素の排出状況（平成 26 年度実績）

（1）エネルギーの使用量

水巻町の事務・事業に伴う平成 26 年度のエネルギー使用量は、表 2 に示すとおりで、年間約 11,152GJ のエネルギーを消費しています。熱量換算値で比較すると、電気の割合が最も多く、約 76%を占めています（図 2）。

施設別のエネルギー使用量の内訳は図 3 に示します。

表 2 エネルギー使用量

種類	使用量	単位	熱量換算係数		熱量換算 (GJ) 【使用量× 熱量換算係数】
			係数	単位	
電気	2,355,453	kWh	3.6	MJ/kWh	8,480
LPG	21,528	kg	50.8	MJ/kg	1,094
灯油	29,744	L	36.7	MJ/L	1,092
ガソリン	12,939	L	34.6	MJ/L	448
軽油	1,057	L	37.7	MJ/L	40
合計	-	-	-	-	11,152

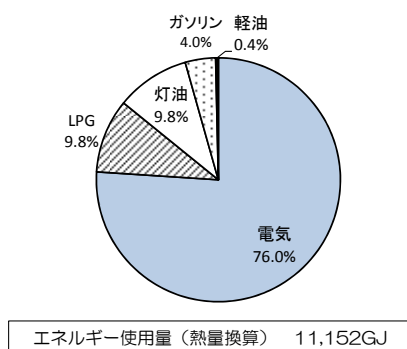


図 2 エネルギー使用量の内訳

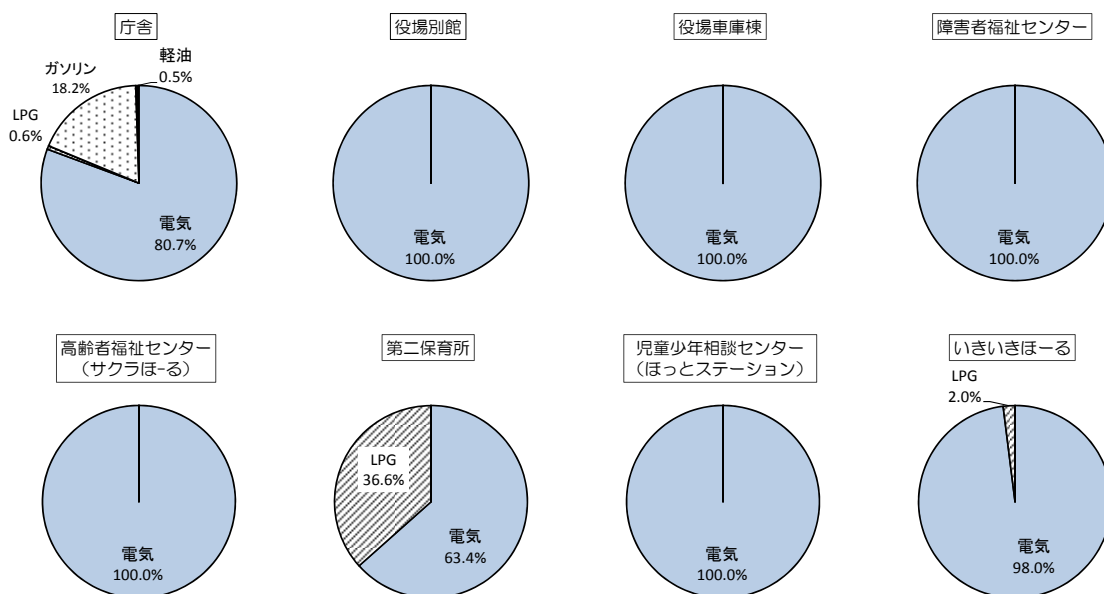


図 3 施設別エネルギー使用量(熱量換算)の内訳 (1)

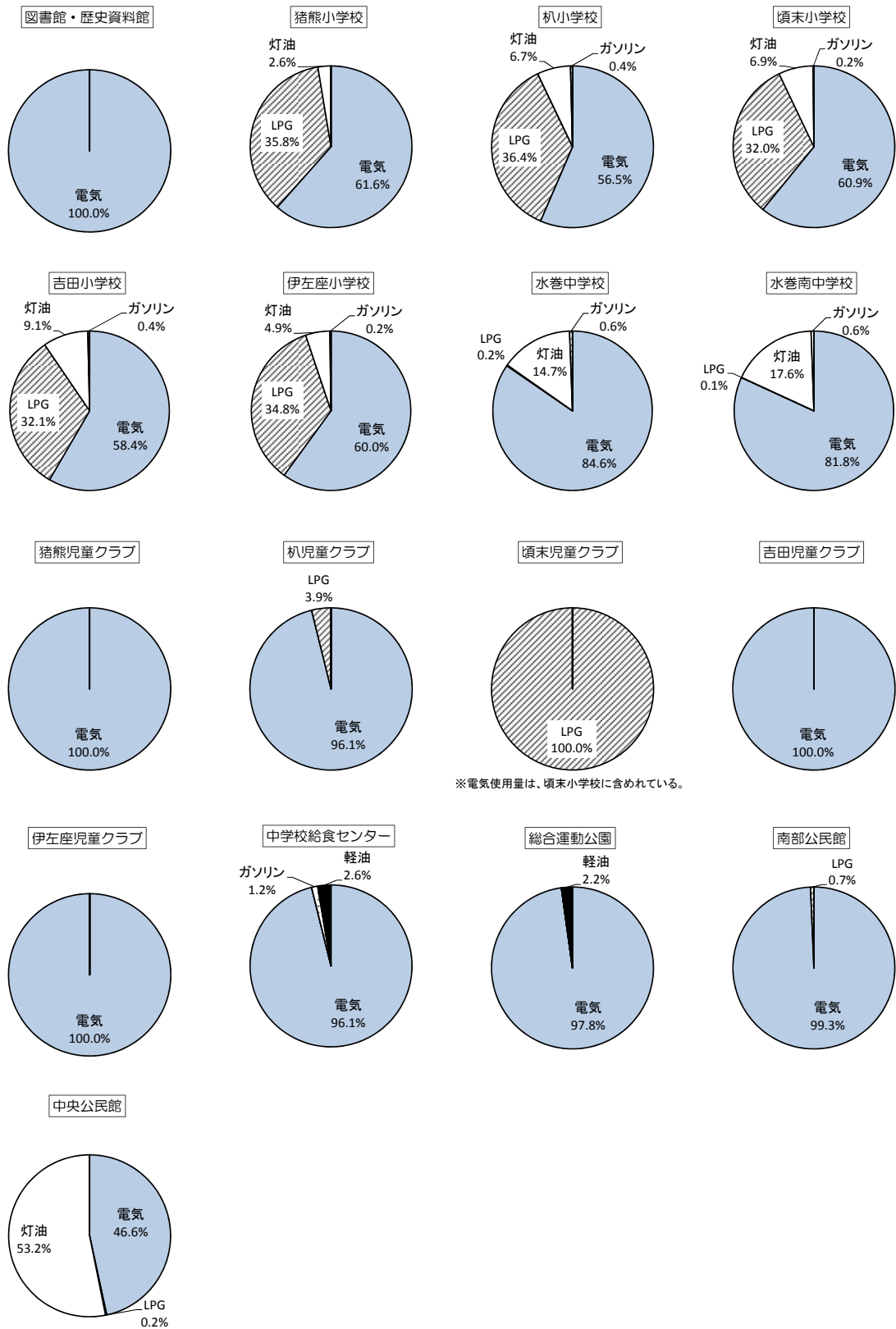


図3 施設別エネルギー使用量(熱量換算)の内訳(2)

①電気使用量

施設別にみると、庁舎、図書館・歴史資料館、中央公民館、総合運動公園の電気使用量が多くなっています（表3、図4）。

表3 施設別年間電気使用量及び用途

施設名	電気使用量 (kWh)	用途				
		冷房	暖房	給湯	厨房	照明等
庁舎	529,267	○	○			○
図書館・歴史資料館	296,892	○	○	○		○
中央公民館	192,639	○	○	○	○	○
総合運動公園	169,998	○	○			○
いきいきほーる	158,745	○	○	○	○	○
中学校給食センター	138,120	○	○	○	○	○
猪熊小学校	108,301	○	○		○	○
水巻南中学校	106,944	○			○	○
水巻中学校	98,326	○			○	○
頃末小学校	95,556	○			○	○
伊左座小学校	91,710	○			○	○
吉田小学校	75,142	○			○	○
杵小学校	74,766	○			○	○
第二保育所	66,378	○	○	○	○	○
南部公民館	55,320	○	○		○	○
高齢者福祉センター(サクラほーる)	31,562	○	○	○		○
役場別館	13,644	○	○			○
伊左座児童クラブ	9,952	○	○	○		○
障害者福祉センター	9,330	○	○	○		○
吉田児童クラブ	9,222	○	○	○		○
杵児童クラブ	8,306	○	○			○
児童少年相談センター(ほっとステーション)	7,473	○	○		○	○
猪熊児童クラブ	7,404	○	○	○		○
役場車庫棟	456					○
合計	2,355,453	-				

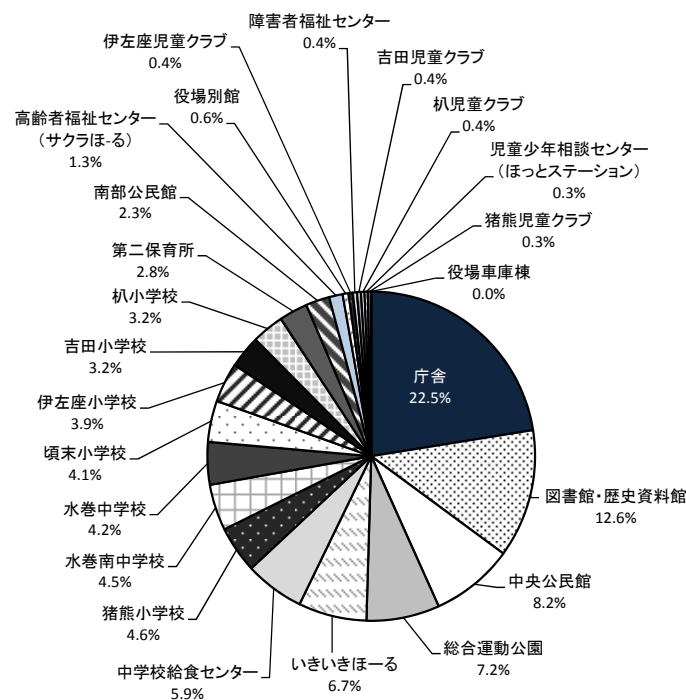


図4 電気使用量の内訳

月別にみると、職員や訪問者の出入りが多い庁舎は、特に夏（7～8月）と冬（1～2月）の電気使用量が多く、中央公民館は、イベント等が多い10月の電気使用量が多くなっています（図5）。

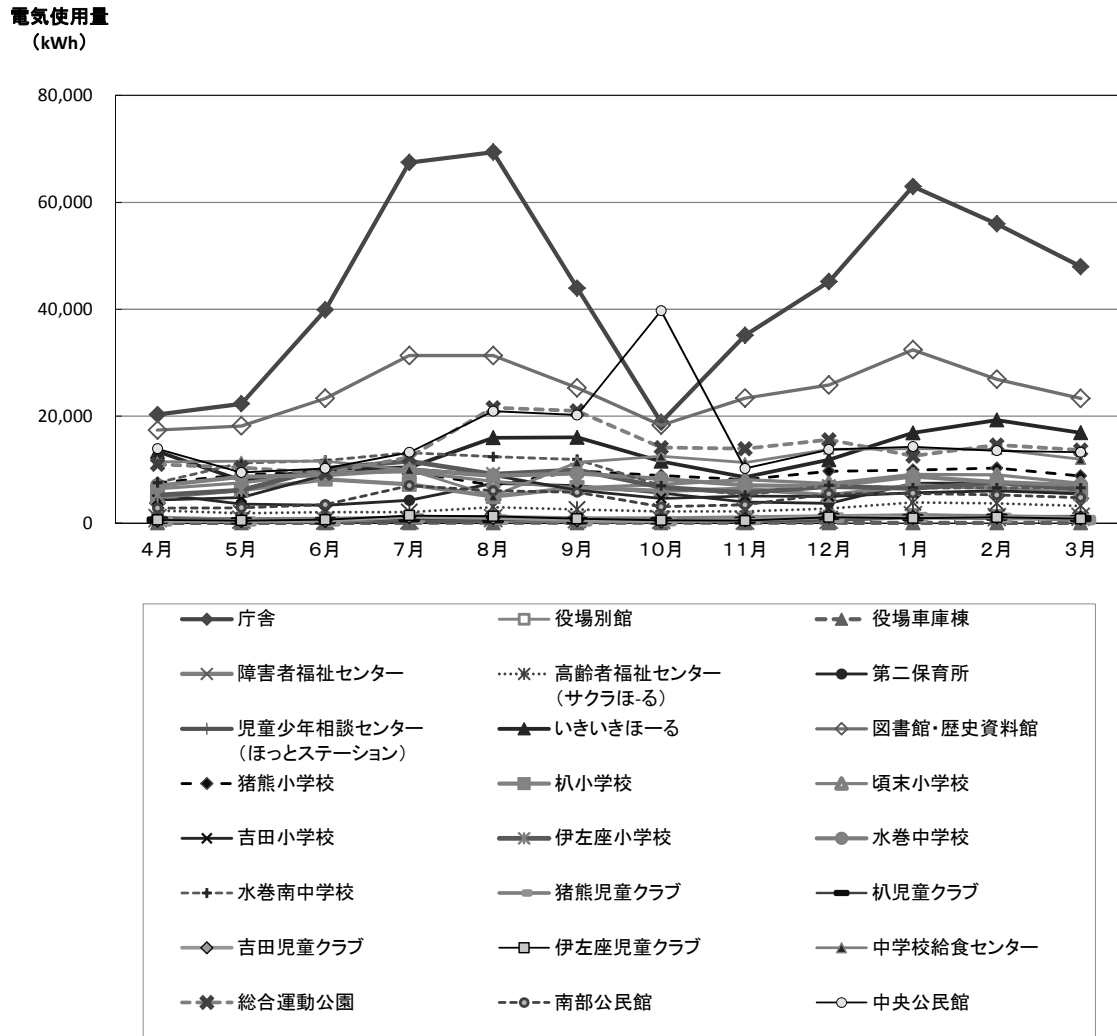


図5 施設別・月別電気使用量

②LPG 使用量

施設別にみると、小学校の給湯と厨房による LPG 使用量が多くなっており、5つの小学校で全体の約 85%を占めています（表 4、図 6）。

表 4 施設別年間 LPG 使用量及び用途

施設名	LPG (kg)	用途	
		給湯	厨房
猪熊小学校	4,467	○	○
伊左座小学校	3,769	○	○
頃末小学校	3,563	○	○
杵小学校	3,417	○	○
吉田小学校	2,929	○	○
第二保育所	2,715	○	
庁舎	278	○	
いきいきほーる	227		○
中央公民館	70	○	○
南部公民館	26	○	○
杵児童クラブ	24	○	
頃末児童クラブ	23	○	
水巻中学校	15	○	
水巻南中学校	6	○	
合計	21,528		-

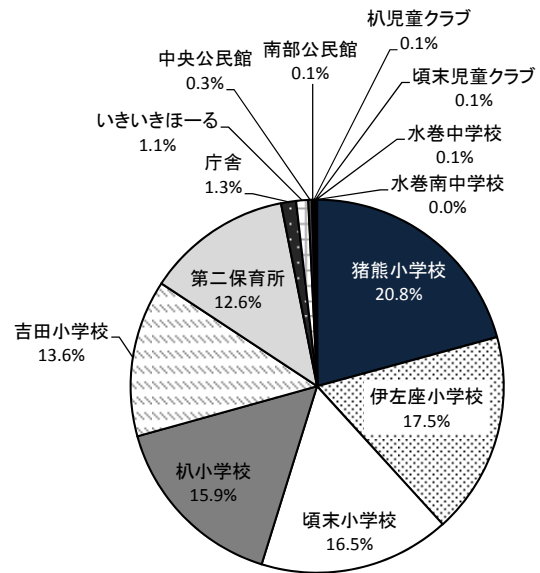


図 6 LPG 使用量の内訳

月別にみると、給湯に使われることが多いため、第二保育所を除くほとんどの施設は 8～9月の LPG 使用量が少なくなっています（図 7）。

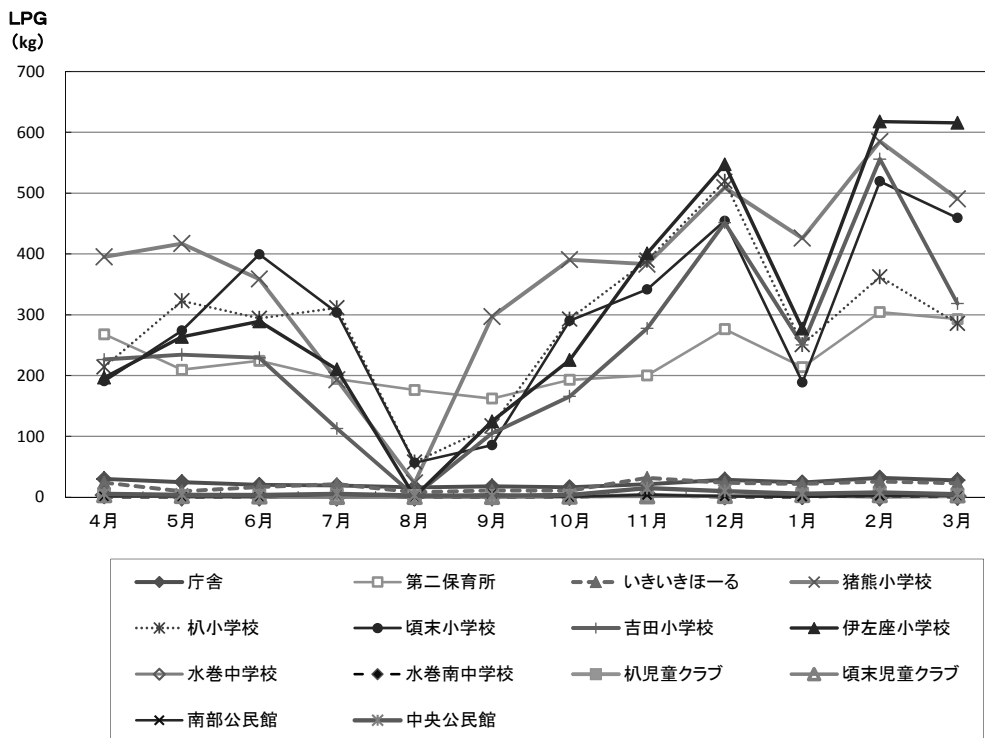


図 7 施設別・月別 LPG 使用量

③灯油使用量

施設別にみると、中央公民館の冷暖房による灯油使用量が最も多く全体の約73%を占めています。次いでは、小中学校の暖房で約28%が使用されています(表5、図8)。

表5 施設別年間灯油使用量及び用途

施設名	灯油(L)	用途	
		冷房	暖房
中央公民館	21,550	○	○
水巻南中学校	2,250		○
水巻中学校	1,674		○
吉田小学校	1,152		○
頃末小学校	1,062		○
杣小学校	868		○
伊左座小学校	738		○
猪熊小学校	450		○
合計	29,744	-	

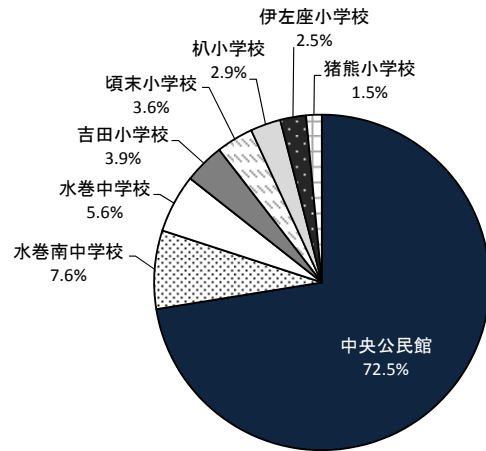


図8 灯油使用量の内訳

月別にみると、冷暖房で灯油を使っている中央公民館は夏(7~9月)と冬(12~3月)に灯油使用量が多く、小中学校は暖房のため冬(12~3月)が多くなっています(図9)。

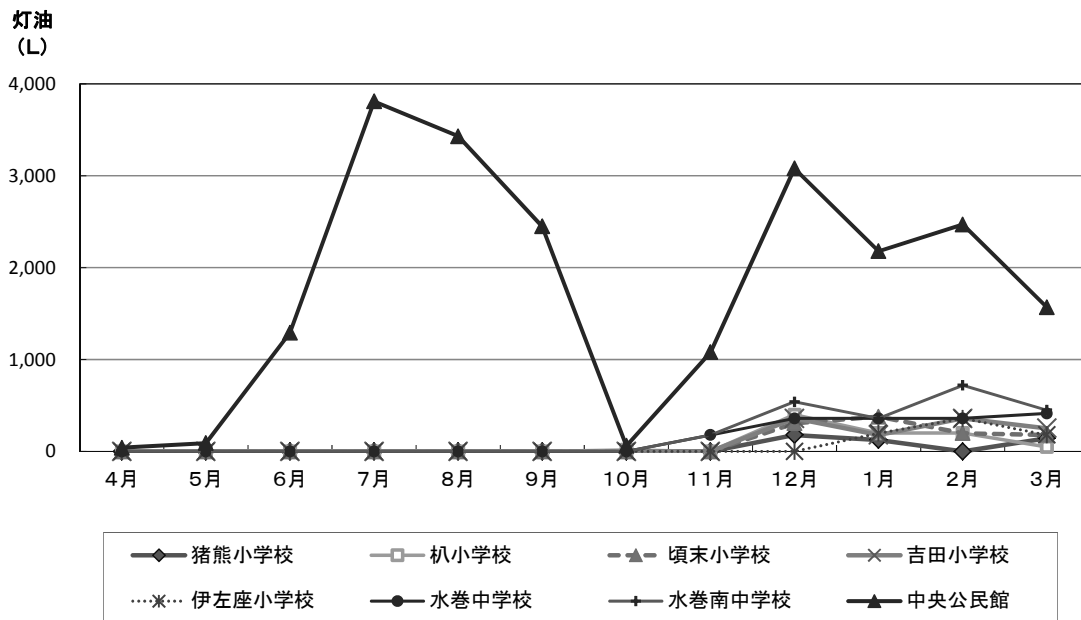


図9 施設別・月別灯油使用量

④ガソリン使用量

施設別にみると、庁舎で使用している公用車のガソリン使用量が全体の約96%を占めています（表6、図10）。

表6 施設別年間ガソリン使用量

施設名	ガソリン (L)
庁舎	12,436
中学校給食センター	183
水巻南中学校	76
水巻中学校	71
杵小学校	55
吉田小学校	50
伊左座小学校	38
頃末小学校	30
合計	12,939

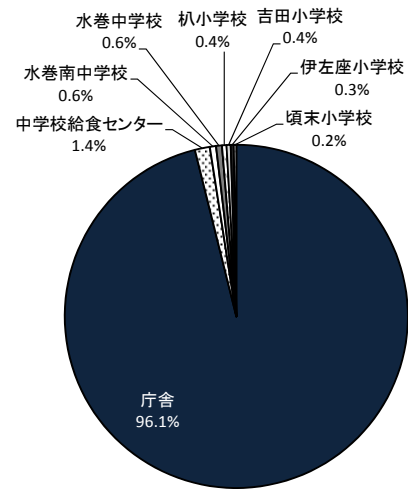


図10 ガソリン使用量の内訳

⑤軽油使用量

施設別にみると、軽油は、総合運動公園、中学校給食センター、庁舎において、プールへの送迎や給食センターの配送に使用されています（表7、図11）。

表7 施設別年間軽油使用量

施設名	軽油 (L)
総合運動公園	365
中学校給食センター	363
庁舎	329
合計	1,057

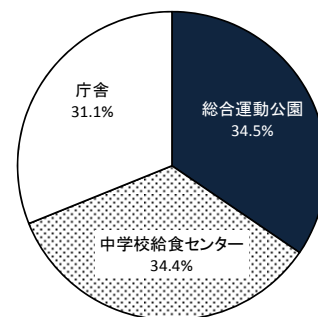


図11 軽油使用量の内訳

(2) 二酸化炭素排出量の算定方法

二酸化炭素の排出量は「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（環境省、平成 27 年 4 月）」に基づき、平成 26 年度の電気や燃料使用量等の活動量に、二酸化炭素排出係数を乗じて算定しました。

本計画の二酸化炭素排出量の算定に使用したエネルギー種別の二酸化炭素排出係数を表 8 に示します。

◆二酸化炭素排出量の算定式

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

※事務・事業に伴う
電気使用量や燃料使用量

※電気や燃料の単位使用量あたり
発生する二酸化炭素排出量

表 8 二酸化炭素排出係数

種別	排出係数	
	係数	単位
電気(九州電力)	0.613	kg-CO ₂ /kWh
LPG	2.999	kg-CO ₂ /kg
灯油	2.489	kg-CO ₂ /L
ガソリン	2.322	kg-CO ₂ /L
軽油	2.585	kg-CO ₂ /L

(3) 二酸化炭素の排出状況

水巻町の事務・事業に伴う平成 26 年度の二酸化炭素総排出量は、1,615,272kg-CO₂です。

そのうち、電気の使用による排出量が最も多く、約 89% (1,443,893kg-CO₂) を占めています (図 12)。施設別の排出量をみると、庁舎が約 22%で最も多く、次いで図書館・歴史資料館、中央公民館、総合運動公園が多くなっています (図 13、表 9)。

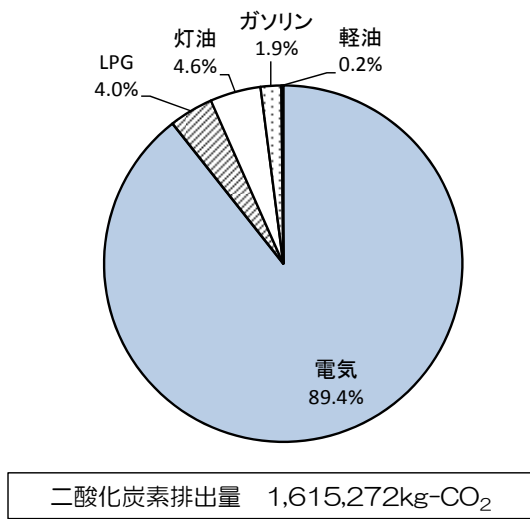


図 12 二酸化炭素排出量の内訳
(エネルギー種別)

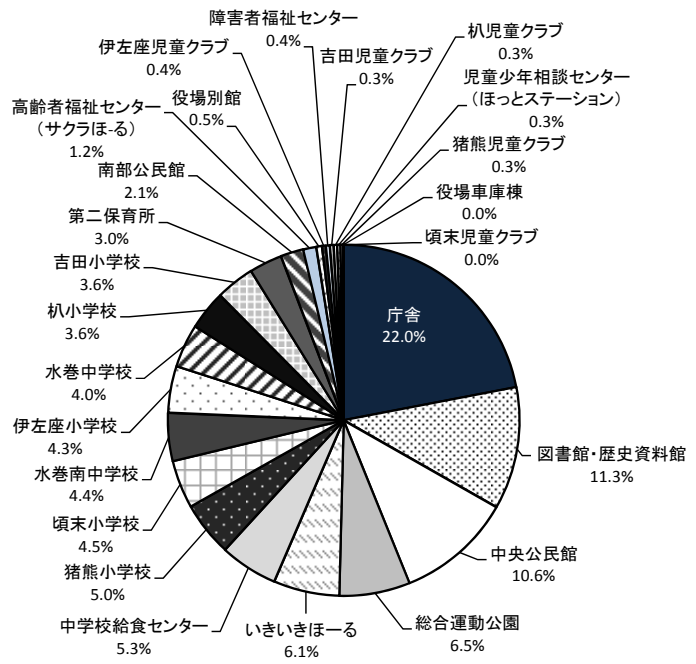


図 13 二酸化炭素排出量の内訳
(施設別)

表 9 エネルギー種別・施設別の二酸化炭素排出量

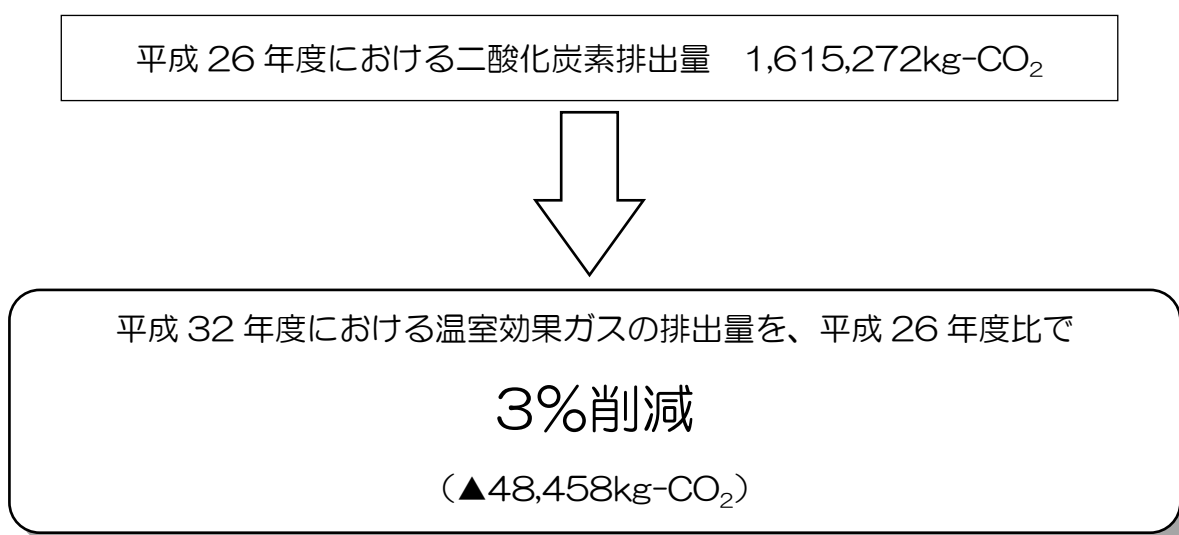
施設名	電気	LPG	灯油	ガソリン	軽油	合計
庁舎	324,441	833	0	28,872	850	354,995
図書館・歴史資料館	181,995	0	0	0	0	181,995
中央公民館	118,088	210	53,648	0	0	171,947
総合運動公園	104,209	0	0	0	943	105,152
いきいきほーる	97,311	681	0	0	0	97,992
中学校給食センター	84,668	0	0	424	939	86,030
猪熊小学校	66,389	13,397	1,120	0	0	80,905
頃末小学校	58,576	10,684	2,644	70	0	71,973
水巻南中学校	65,557	18	5,601	176	0	71,352
伊左座小学校	56,218	11,302	1,837	88	0	69,446
水巻中学校	60,274	43	4,167	166	0	64,651
杵小学校	45,832	10,248	2,161	128	0	58,369
吉田小学校	46,062	8,784	2,868	116	0	57,830
第二保育所	40,690	8,142	0	0	0	48,832
南部公民館	33,911	79	0	0	0	33,990
高齢者福祉センター(サクラほーる)	19,348	0	0	0	0	19,348
役場別館	8,364	0	0	0	0	8,364
伊左座児童クラブ	6,101	0	0	0	0	6,101
障害者福祉センター	5,719	0	0	0	0	5,719
吉田児童クラブ	5,653	0	0	0	0	5,653
杵児童クラブ	5,092	71	0	0	0	5,163
児童少年相談センター(ほっとステーション)	4,581	0	0	0	0	4,581
猪熊児童クラブ	4,539	0	0	0	0	4,539
役場車庫棟	280	0	0	0	0	280
頃末児童クラブ	0	68	0	0	0	68
合計	1,443,893	64,561	74,047	30,039	2,732	1,615,272

第 4 章 計画の目標

(1) 二酸化炭素排出量の削減目標

二酸化炭素排出量の削減目標は、「(2) 個別の数値目標」に示した個別目標の達成により、平成 32 年度の排出量を平成 26 年度比で 3%削減することとします。

◆二酸化炭素排出量の削減目標



※削減目標は、水巻町における事務・事業を対象としたものです。町内の小中学校においては、計画期間中にエアコンを導入する予定であり、電気使用量等に変更が生じる可能性があります。さらに、今後新たな施設を建設する等、事務・事業に大きな変更が生じた場合は、必要に応じて削減目標の見直しを行います。

(2) 個別の数値目標

平成 32 年度における個別の数値目標を以下のとおりに設定し、その達成に向けた取組を全庁で行うこととします。

なお、これらの目標は、定期的に進捗状況の調査を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。

電気使用量	2%削減
LPG 使用量	1%削減
灯油使用量	20%削減
公用車燃料（ガソリン）使用量	5%削減
公用車燃料（軽油）使用量	3%削減

表 10 個別の数値目標

項目		数値目標	内容
電気使用量		2% (▲47,109kWh) (2,355,453kWh→2,308,344kWh)	対象施設の電気使用量を 平成 26 年度比で 2%削減する
LPG 使用量		1% (▲215kg) (21,528kg→21,313kg)	対象施設のLPG使用量を 平成 26 年度比で 1%削減する
灯油使用量		20% (▲5,949L) (29,744L→23,795L)	対象施設の灯油使用量を 平成 26 年度比で 20%削減する
公用車 燃料 使用量	ガソリン	5% (▲647L) (12,939L→12,292L)	公用車のガソリン使用量を 平成 26 年度比で 5%削減する
	軽油	3% (▲32L) (1,057L→1,025L)	公用車の軽油使用量を 平成 26 年度比で 3%削減する

第 5 章 具体的な取組

(1) 財やサービスの購入に関する取組

①用紙類

- コピー用紙は、再生紙を購入する。
- トイレトペーパー等の衛生紙は、再生紙が使用されている製品を購入する。
- 印刷物を発注する際は、原則として古紙配合率が高くかつ白色度の低いものを指定する。
- 印刷は、可能なものは再資源化が容易な非塗工紙を使用する。

②電気製品

- 電気製品を購入・更新する際は、エネルギー消費効率の高い製品を選ぶ。
- 適正規模の電気製品を選ぶ。
- 水を使用する機器を購入・更新する際には節水型の製品を選ぶ。

③公用車

- 自動車の更新時は、低燃費車または低公害車（例：電気自動車、ハイブリッド自動車）を選択する。

④文具・事務機器等

- 使い捨て製品の購入を控える。
- 再利用や詰め替え可能な製品（文具、洗剤等）を購入する。
- 部品の交換修理の可能な製品等長期使用が可能な製品を購入する。
- エコマーク等、環境配慮型製品に認定または登録された製品を購入する。
- 製品を購入する際、包装の簡素化を指示する。

(2) 財やサービスの使用に関する取組

①用紙類

- 両面印刷、裏面コピー、縮小機能を利用する。
- 裏紙の活用を徹底する。
- 各種資料の共有化、データベース化で用紙使用量の削減に努める。
- 会議資料は簡素化を図り、ページ数、部数を必要最小限とする。
- 会議資料等の部分修正は、差替えではなく、見え消しや言葉で修正する。
- 事前配布資料は、再配布を自粛する。
- 会議等においては、封筒を使用しない。
- 印刷物の残数把握をして印刷部数を減らす。
- 資料の A4 版化等規格の統一化を図る。
- 庁内 LAN を活用、電子メールの使用により、ペーパーレス化を図る。
- ミスコピー防止のため、コピー使用後は必ずオールクリアボタンを押す。

②水道使用量

- 洗面、歯磨き、食器・器具の洗浄や洗濯等をするときはこまめに水を止める。
- 利用者に節水への協力を促進するため、水回りに節水啓発の表示を行う。

③電気使用量

- OA 機器については節電・待機モードを活用するとともに、長時間使用しない場合は主電源を切って、待機時消費電力を削減する。
- LAN の活用により周辺機器の共有化を図る。
- 空調の温度は冷房 28℃、暖房 20℃に設定する。
- 空調フィルターを定期的に清掃・点検する。
- 冷房効率を上げるためにカーテン、ブラインドを活用する。
- 冷暖房の吹き出し口付近に書棚や物を置かない。
- 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- 会議室、給湯室、トイレ等断続的に使用する箇所の照明・空調は、使用のつど付ける。
- 昼休みや時間外等、不必要な照明を消灯する。
- 通路・階段等の共有部分で、通行・作業に支障のない場所は点灯しない。
- 窓側等消灯が可能な場所においては、日中はできるだけ自然光を取り入れ、照明を消す。

- クールビズ・ウォームビズを実施している。
- エレベーターにおける職員の利用は体調不良、荷物の積み降ろしのみの利用とする。

④燃料使用量

- 自動車のタイヤ空気圧を適正に保つ等、定期的に点検・整備を実施する。
- 公共交通機関の利用を心掛けている。
- 緩やかに発進し（5秒かけて20km/hまで加速）、経済速度で運転する。
- 早めにアクセルオフをしてエンジンブレーキを活用する。
- 駐・停車中はエンジンを止め、アイドリングストップに努める。
- カーエアコンは控えめにする。
- 無駄な荷物を積んだまま運転しない。
- 公用車は適正な台数に抑える。
- 合理的な走行ルートを選択し、公用車の運転を行う。
- 公用車の走行距離を把握・管理している（運転日報の記録等）。

（3）ごみの排出、リユース、リサイクルに関する取組

- 容器又は包装は再利用する。
- 使用済封筒やファイリング用品等を再利用する。
- 庁内で情報交換を図り、使わない物品の再利用に努める。
- プリンターのトナーやカートリッジを分別回収し、リサイクルする。
- 資源回収ボックスを利用している。
- 汚れがひどいものは洗ってごみ袋に出している。
- 生ごみの堆肥化を行う。

（4）施設設備の改善に関する取組

- 個別照明、個別冷暖房が可能なシステムを導入する。
- デマンド管理や電力消費監視システム等を導入し、電力消費の見える化を実施する。
- LED照明器具への買い換えを順次行う。
- 人感センサー付の照明器具を導入する。
- 高効率給湯器（エコキュート、エネファーム等）を導入する。

- 自然光、自然風を施設内に取り入れる工夫を行う。
- 施設周辺や屋上等の緑化を図る。
- 省エネルギー型空調（外気冷房、全熱交換器等）を導入する。

（５）再生可能エネルギーに関する取組

- 太陽光発電設備を導入する。

（６）建設工事に関する取組

- 再生資材等、環境負荷の少ない建設材を採用する。
- 運搬車両台数、運転時間、運搬ルート等を事前に検討し、工事車両からの温室効果ガスの排出抑制を図る。
- 工事等での間伐材、木屑、コンクリート塊等の使用等未利用資源の活用を図る。
- 耐久性の高い材料・工法を活用し、長寿命化に努める。
- 事業の発注に際し、廃棄物の減量化を請負者に対して要請する。
- 発生土を抑制し現場間での有効利用に努める。
- 建設副産物の発生の抑制を図る。
- 建設副産物のリサイクルの推進に努める。
- アスファルト、コンクリート塊等建設廃棄物の再生処理施設への搬入を徹底する。
- 施工にあたっては可能な限り合理化に努め、工期の短縮を図る。
- 廃棄物の分別収集スペースを確保する等、運用後の廃棄物対策に配慮した設計にする。

第 6 章 計画の推進

(1) 推進体制

①水巻町環境推進委員会

水巻町環境推進委員会は、水巻町環境推進委員会要綱に基づき庁内関係課から構成し、計画の策定、見直し及び推進管理を行います。なお、環境推進委員会は、具体的な取組項目の職員への周知と推進を図るとともに、定期的の実施状況を把握し、事務局に報告します。

②事務局（環境係）

事務局は、計画の実施状況のとりまとめ等を行うとともに、水巻町環境推進委員会の開催・運営を行います。

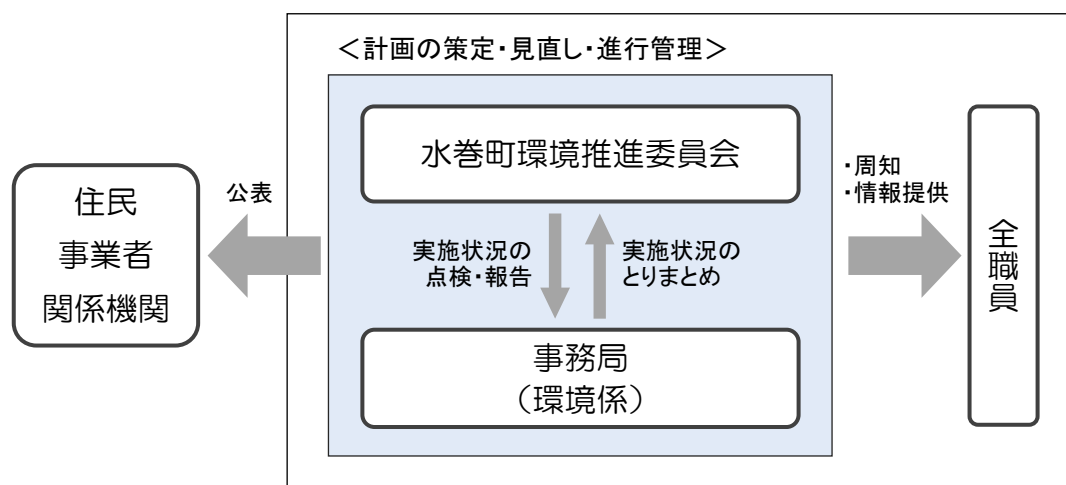


図 14 計画の推進体制

(2) 実施状況の点検・把握

環境推進委員会は、年1回、調査票を用いて、各施設のエネルギー使用量と各係の取組の実施状況を把握し、事務局に報告します。事務局は町全体の実施状況をとりまとめ、水巻町環境推進委員会において点検・評価を行います。

表 11 実施状況の把握

項目	調査担当係	調査回数
電気・燃料使用量	施設・車両を管理する全ての係	年1回
取組の実施状況	関係各係	

(3) 計画の公表

計画の内容及び実施状況をホームページや広報みずまき等により一般に公表します。

表 12 計画の公表

項目	公表時期	公表方法
計画の内容	計画の策定・改定時	ホームページ、 広報みずまき
目標の達成状況	毎年1回	

(4) 計画の見直し

継続的な改善を図りつつ地球温暖化対策を推進していくために、点検結果や推進状況を踏まえて、目標年度である平成32年度には計画の見直しを行います。また、公共施設の新設や改築、設備の導入等により大きな変更が生じる場合は計画の見直しを行うものとします。

資料

1. 水巻町環境推進委員会要綱

平成 27 年 7 月 1 日訓令第 6 号
水巻町環境推進委員会要綱

(設置)

第 1 条 水巻町環境基本計画及び水巻町地球温暖化対策実行計画の推進並びに水巻町の環境保全への対策等に関する庁内の連絡調整を行い、もって円滑な計画の推進を図るとともに、水巻町の生活環境の保全に資するため、水巻町環境推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 水巻町環境基本計画の推進に関する事項
- (2) 水巻町地球温暖化対策実行計画の策定、推進及び進行管理に関する事項
- (3) 各施設の地球温暖化対策に関する事項
- (4) 環境の保全に資するために必要な事項
- (5) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる課の職員で構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 5 委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、産業環境課環境係において処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

課名
総務課
企画財政課
管財課
上下水道課
建設課
産業環境課
学校教育課
生涯学習課
図書館・歴史資料館

2. 水巻町環境推進委員会委員名簿

平成 27 年 7 月 10 日現在

課 名	係 名	役 職	氏 名	委員長	副委員長
総務課	庶務係	係 長	土岐 和弘		
企画財政課	企画広報係	係 長	服部 達也		
管財課	建築係	課長補佐	靄林 清隆		
	住宅係	係 長	野村 剛史	○	
上下水道課	工務係	係 長	岡田 敬一		
建設課	土木係	係 長	北村 賢也		
	都市計画係	係 長	黒岩 貴之		○
産業環境課	産業振興係	係 長	樋口 勝		
学校教育課	学校教育係	課長補佐	吉田 功		
生涯学習課	生涯学習係	係 長	安元 一喜		
	公民館係	係 長	洞ノ上 典絵		
図書館・歴史資料館		係 長	岩下 裕二		
産業環境課	環境係	課 長	増田 浩司	事務局	
		係 長	藤田 恵二		
		主 任	渡邊 隆弘		